

福岡最賃審第 504 号
令和 6 年 8 月 21 日

福岡労働局長
小野寺 徳子 殿

福岡地方最低賃金審議会
会長 丸谷 浩介

福岡県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和 6 年 7 月 29 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった下記産業に係る最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー
- 5 福岡県自動車（新車）小売業

下記最低賃金について、改正決定することを必要と認める。

記

- 1 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 2 号)
- 2 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 6 号)
- 3 福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 4 号)
- 4 福岡県百貨店、総合スーパー最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 5 号)
- 5 福岡県自動車（新車）小売業最低賃金
(平成 20 年福岡労働局最低賃金公示第 3 号)